

## 埼玉県市町村国保広域化等推進会議 ワーキンググループ設置要綱（案）

### （目的）

第 1 条 埼玉県市町村国保広域化等推進会議設置要綱第 6 条に基づき、埼玉県市町村国保広域化等推進会議に財政運営ワーキンググループ、事務処理標準化ワーキンググループ及び保健事業ワーキンググループを設置する。

### （構成団体等）

第 2 条 各ワーキンググループの構成団体、職位及び協議事項は、別表のとおりとする。

### （構成団体の任期）

第 3 条 別表に定める各ワーキンググループ構成団体の任期は、この要綱の施行の日から、平成 29 年度までとする。

### （運営）

第 4 条 ワーキンググループは、必要の都度、埼玉県保健医療部国保医療課長が招集し、主宰する。

2 埼玉県保健医療部国保医療課長は必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （庶務）

第 5 条 ワーキンググループの庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課国保事業担当において処理する。

### 附則

1 この要綱は、平成 28 年 月 日から施行する。

## 別表

| ワーキンググループ            | 構成団体   | 職 位   | 協議事項  |
|----------------------|--|-------|---|
| 財政運営<br>ワーキンググループ    | 川越市、熊谷市、<br>川口市、秩父市、<br>所沢市、深谷市、<br>越谷市、戸田市、<br>入間市、蓮田市、<br>伊奈町、小川町、<br>上里町、宮代町、<br>幸手市、さいたま市、<br>埼玉県国民健康保険団<br>体連合会、埼玉県 | 課長相当職 | 1 県国保運営方針<br>2 国保事業費納付金の<br>算定ルール<br>3 標準保険税率の算定<br>ルール<br>4 赤字解消対策（収納<br>対策含む）<br>5 県運営協議会の構成<br>6 その他財政運営に関<br>すること                         |
| 事務処理標準化<br>ワーキンググループ | 本庄市、東松山市、<br>上尾市、草加市、<br>三芳町、皆野町、<br>白岡市、さいたま市、<br>埼玉県国民健康保険団<br>体連合会、埼玉県  | 事務担当者 | 1 資格事務の標準化<br>2 給付事務の適正化、<br>標準化<br>・ レセプト点検充実<br>強化<br>・ 第三者求償等の取<br>組強化<br>・ 県による給付点検<br>3 県による国保連への<br>診療報酬の直接支払い<br>4 その他事務処理標準<br>化に関する事 |
| 保健事業<br>ワーキンググループ    | 行田市、加須市、<br>春日部市、和光市、<br>ふじみ野市、越生町、<br>小鹿野町、さいたま市、<br>埼玉県国民健康保険団<br>体連合会、埼玉県   | 事務担当者 | 1 医療費適正化策<br>2 その他保健事業に関<br>すること  |

※各ワーキンググループについては、代理出席も可とする。